

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2018. 10.10発行〈通巻第493号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



職業性胆管がん、SANYO-CYP社、発症19名に 全国の認定累計は42名	2
膀胱がん多発事業所について厚労省に申し入れ	8
死ぬまで元気です vol.7 右田孝雄	11
建設アスベスト訴訟、京都・大阪 大阪高裁で続けて勝訴	12
韓国からのニュース	15
前線から	18
腰痛対策から学習会開催 港合同昌一金属支部／大阪	

9月の新聞記事から／19

表紙／厚労省交渉で左から平野敏夫医師(東京労働安全衛生センター)、熊谷信二氏(元産業医科大教授)、堀谷昌彦氏(職業がんをなくす患者と家族の会)2018年9月28日
(本文8ページ)

'18 10

SANYO-CYP 社、発症 19 名に 全国の認定累計は 42 名 (2017 年度末)

胆管がん、膀胱がん

大阪市中央区の校正印刷会社 SANYO-CYP 社にて職業性胆管がんが多発した事件。

2011 年 3 月に当センターに相談があった以降、関係者の協力のもと熊谷信二教授（産業医大 当時）による疫学調査が行われた結果、前例のない職業性胆管がん事件であることが判明した。

マスコミ報道などを経るなか全国的な大問題に発展し、同社以外にも被害が明らかになっていった。厚労省による全国緊急調査で、印刷会社等におけるきわめてさまざまな有機溶剤使用の実態も浮き彫りになった。

熊谷教授らの調査によって、1、2-ジクロロプロパンとジクロロメタンが原因物質であることがわかった。

この事件の大きな特徴は、主要な原因である「1、2-ジクロロプロパン」が、法令の規制対象とされていない物質であったことだ。（「ジクロロメタン」は、有機溶剤中毒予防規則の「第2種有機溶剤等」に該当する規制対象物質だったが、SANYO-CYP

夕刊 4版 社会 8

「知られていなかった職業がん」

大阪市中央区の印刷会社、サンヨー・シーワイビの胆管がん多発問題で、産業医科大の熊谷信二准教授（労働環境学）らによる論文が英国の国際的な医学誌「産業・環境医学（OEM）」オンライン版に掲載された。インキ洗浄用の2種類の化学物質が原因と推測し

産業医大准教授ら

胆管がん 英医学誌に

ており、「知られていなかった職業がん」と結論づけている。各国の胆管がん予防に寄与すると期待される。熊谷准教授は、サ社でインキ洗浄が頻繁に行われた校正印刷部門で91〜06年に1年以上勤務した男性62人を調査。一昨年12月にとりまとめた段階で、11人が発症、うち6人が死亡したことを確認した。死亡率は全国平均の2900倍で、仕事との関係が明確とした。発症者は全員が塩素系有機溶剤の1、2-ジクロロプロパンを7〜17年浴び、10人はジクロロメタンに1〜13年さらされた。

【大島秀利】

2013年3月25日毎日新聞（東京）

社は1997年または1998年までに「ジクロロメタン」の使用を中止し、その後は、「1, 2-ジクロロプロパン」だけを使い続けた。）

『「規制対象物質」＝「危険」かつ環境測定、防護対策、健康管理の法的義務がある』だから、

『「規制対象物質ではなく」かつ「同様な性能をもつ」物質を使おう』という安易な考え方。

SANYO-CYP社でおこなわれていたのが、まさにこれだった。

事件発覚後、会社は「危険だと言われていたら使わなかった」と釈明し続けた。

しかし、実際は、劇症肝炎や胆管がんの発生、死亡を前にしても、現場のひどい臭気を労働者が訴えても、社長らはまともに取り合わず、外部への相談もまともにしないまま年月が経過してしまう。

そのあげくの事件発覚だった。

（本誌2012年7・8月合併号「特集/校正印刷会社SANYO-CYP社で胆管がん多発」、2014年11・12月合併号「特集2/職業性胆管事件 SANYO-CYP社と社長を略式起訴 被害者の会、和解合意」ほか参照）

次から次から新規化学物質が現場に持ち込まれる背景、原因に対応した抜本対策は、この事件を経ても、とられているとはいえないのが現状だ。

「被害者が出て（死んで）はじめて対策に動く」

最近発覚した職業性膀胱がん事件をみても、根っこにある構造的問題は解消されて

いない。

事件発覚から7年目に

SANYO-CYP胆管がん被害者の会が会社と和解合意した2014年9月当時、在職・退職を含めて、17名が労災認定されていた（うち9名死亡）。

その後、1名が発症し認定されていたところ、この8月に入りさらに1名の離職者A氏から「胆管がんを発症した」との連絡があった。

私たちが知る限りでは、SANYO-CYP社で19人目の胆管がん被害者となる。（4ページ表1）

A氏は「いつか発症するという気持ちを『背負っていた』感じでした。γ-GTPが高い状態が続いていた。単身赴任先の神奈川の病院で医師にS社の話はしたら、2、3ヶ月に一度の血液検査、半年に一度CTの経過観察ということになり薬を処方され、γ-GTPはかなり下がった。しかし、最近腫瘍マーカーが上がってきて、がんセンターで確定診断となり…」と語る。

家族のいる大阪にもどり9月上旬に専門病院で手術を受けた。術後三日三晩、経験したことのない痛みで眠れず苦しんだ。3週間弱で退院し自宅療養となったが、これから抗がん剤治療がはじまる。

労災請求の手続きを始めて、治療費の自己負担はなくなった。まだ学校に行く子供と妻の4人暮らしの生活をどのように守っていくのか不安のなかで職場復帰を目指している。

表1 【SANYO-CYP社】における胆管がん被害状況
(2018年10月現在。厚労省情報、当センター調べ。)

番号	生年	就業期間	発症年 (診断)	死亡(年齢)等
1	1962	1985～1998	1996	2004(41)
2	1962	1981～1998	1997	1998(35) 在職死亡
3	1969	1988～1996	1999	2000(31)
4	1978	1996～2005	2003	2005(27) 在職死亡
5	1969	1989～2006	2004	2006(37) 在職死亡
6	1961	1988～1998	2006	2007(46)
7	1967	1994～	2007	
8	1969	1988～1999	2008	
9	1969	1994～2004	2009	2010(40)
10	1969	1989～2000	2009	2013/1/19(43)
11	1978	1997～2012	2010	
12	1971	1999～2015	2010	
13	1968	1992～2013	2012	2013(45) 在職死亡
14				
15				
16	1981	2000～2006	2012	2012/11 手術
17	1978	1997～2003	2012	2013/1 手術
18				
19 (A氏)	1971	1994～2002	2018	2018/9 手術

※空欄は不明。

職業がん被害者に対する総合対策を

職業性膀胱がんに関連して厚労省に対する申し入れと交渉が9月28日に行われた。(本誌8ページに詳報記事)

どのように職業がんの発生を予防するのかの一次予防について、いまだにイタチごっこが続いている。

9月28日厚労省申し入れ記事にもあるように、どのように被害発生を把握するかについては、無策が続く。

A氏が明らかな胆管がんリスクを負い

ながら、自費で健康管理をしていたように、大きな事件となった胆管がんですら、いわゆる早期発見を柱とする二次予防としての健康管理制度が未だに確立していない。膀胱がんも同様だ。

胆管がん認定者の多くはがん患者一般よりずっと若年者が多い。したがって、労災認定されたとしても、長期にわたる治療や療養、生活に対する支援策も必要となる。がん治療では治療薬の開発も加速しているので、臨床試験薬の使用や高度先進医療への労災適用が行われるべきケースもある。

■ 2016年6月7日検討会資料

第25回胆管がんの業務上外に関する検討会(2016年6月7日@厚労省)の検討結果

今回は7名(7事業場)の事案について検討

(内訳)

	検討数	検討終了	業務上	業務外	継続
印刷業	3	3	1	2	0
印刷業以外	4	4	0	4	0
計	7	7	1	6	0

※業務上1は東京都

(検討の結果概要)

印刷業	業務上	東京都の印刷事業場にかかる請求事案(1名) 40才代男性 印刷機の洗浄作業に従事 150ppmを超える1, 2-ジクロロプロパンにばく露 ばく露期間:約8年
	業務外	①1名 60才代男性(死亡) 印刷機の洗浄作業(約8年)に従事 トルエン、メチルイソブチルケトン等を使用 (1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンの使用なし) ②1名 80才代男性(死亡) 印刷機の洗浄作業(約5年)に従事 鉱油、灯油等を使用 (1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンの使用なし)
印刷業以外	業務外	③1名 プラスチック製品製造業 70才代男性(死亡) アクリル板の貼付・組立作業(約21年)に従事 トリクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン等を使用 (アクリル板接着の用途でジクロロメタンを使用するも低濃度のばく露)
		④1名 電子部品製造業 30才代男性(死亡) メッキ液の研究・分析作業(約12年)に従事 硫酸、ホウフ化鉛を使用(1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンの使用なし)
		⑤1名 綿・スフ・麻織物機械染色業 60代男性 高圧染色作業及び染色機の洗浄作業等(約27年)に従事 過酸化水素、硫酸等を使用(1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンの使用なし)
		⑥1名 自動車製造業 50代男性 自動車部品の溶接作業(約28年)に従事 キシレン、エチルベンゼン等を使用 (溶接の用途でジクロロメタンを使用する低濃度ばく露)

印刷業における胆管がん補償状況

1. 請求状況(2016年5月31日現在)

請求件数	内訳						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
97 (60)	1 (1)	11 (5)	28 (12)	16 (12)	28 (21)	13 (9)	

※1 ()内は請求時の死亡者数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者は死亡時年齢)

2. 検討会の状況(2016年6月7日現在)

業務上件数	決定件数	内訳						
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
39 (18)	39 (18)	1 (1)	11 (5)	21 (9)	4 (2)	2 (1)		
北海道局	2 (1)				2 (1)			
青森局	1 (1)			1 (1)				
宮城局	2 (0)		1 (0)	1 (0)				
栃木局	1 (1)					1 (1)		
埼玉局	1 (0)			1 (0)				
東京局	3 (1)			2 (1)	1 (0)			
静岡局	1 (0)			1 (0)				
愛知局	4 (2)		1 (1)	3 (1)				
京都局	1 (1)				1 (1)			
大阪局	20 (9)	1 (1)	9 (4)	9 (4)		1 (0)		
福岡局	3 (2)			3 (2)				
業務外件数	56 (50)			6 (6)	12 (12)	26 (22)	12 (10)	
合計	95 68	1 (1)	11 (5)	27 (15)	16 (14)	28 (23)	12 (10)	

印刷業における胆管がんに関する労災請求状況

(件)

	労災請求	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
求 同 が 一 事 業 場 た も の 複 数 の 請	大阪の事業場	18 (7)	1 (1)	8 (3)	9 (3)		
	宮城の事業場	2		1	1		
	福岡の事業場	3 (2)			3 (2)		
	北海道の事業場	2 (1)				2 (1)	
	その他	72 (50)		2 (2)	15 (7)	14 (11)	28 (21)
合 計	97 (60)	1 (1)	11 (5)	28 (12)	16 (12)	28 (21)	13 (9)

※1 ()内は請求時の死亡者数(遺族による請求)で内数

※2 年齢は労災請求時(死亡者については死亡時年齢)

※3 大阪、宮城、福岡、北海道の事業場以外では同一事業場の労災請求はない

■ 2018年6月に厚労省が外部に提供した資料

平成29年度「胆管がんの業務上外に関する検討会」の検討状況について

平成29年度は検討会(3回開催)において、7件(7事業場9)について、検討を行い、うち3件について業務上外の決

(内訳)

	検討数	検討終了	業務上	業務外	継続
印刷業	6	6	3	3	0
印刷業以外	1	1	0	1	0
計	7	7	3	4	0

(検討の結果概要)

印刷業	業務上	事案①	・労働者は40歳代 ・労働者は40歳代150ppmを超える1, 2ジクロロプロパンに長期ばく露
		事案②	・労働者は50歳代 ・400ppmを超えるジクロロメタンに長期間ばく露
		事案③	・労働者は60歳代 ・400ppmを超えるジクロロメタンに長期間ばく露

印刷業における胆管がん補償状況

1. 請求状況(2017年度末現在)

請求件数	内 訳					
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
104 (62)	1 (1)	11 (5)	28 (12)	19 (14)	31 (21)	14 (9)

※1 ()内は請求時の死亡者数 ※2 年齢は労災請求時(死亡者は死亡時年齢)

2. 検討会の状況(2017年度末現在)

業務上件数	決定件数	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
北海道局	2 (1)	1 (1)	11 (5)	22 (10)	5 (3)	3 (1)	
青森局	1 (1)						
宮城局	2 (0)						
栃木局	1 (1)						
埼玉局	1 (0)						
東京局	3 (1)						
石川局	1 (1)						
静岡局	1 (0)						
愛知局	4 (2)						
岐阜局	1 (1)						
京都局	1 (1)						
大阪局	20 (9)						
岡山局	1 (0)						
福岡局	3 (2)						
業務外件数							
合 計	42 (20)						

平成29年度末のまとめでの、変更、新規の部分

平成29年度末のまとめで、隠された部分

被害の掘り起こしと調査、因果関係の証拠を提示し、労災認定。しかし、ここで終わりではない。

総合的な職業がん対策を求めた取り組みが必要だ。

厚労省の情報開示、後退

厚労省は胆管がん労災請求事案についてはすべて本省に設置した「胆管がんの業務上外に関する検討会」で業務上外を判定している。

2012年9月6日から2018年9月25日まで29回を数える。

2016年6月7日（第24回）までは検討会のたびにマスコミ用資料が配付されていた。

しかし、2017年度については、3回開催されたにもかかわらず、検討会の結果が公表されたのは、2018年度にはいつてから。2017年度分をまとめて外部提供され、開示内容は後退した。

直近の2018年9月25日開催の検討結果について厚労省職業病認定対策室に問い合わせたところ「年度末までの分をまとめて来年度公表する」の一点張りだったため、情報公開請求を行わざるを得なかった。

5～6ページの表は、2016年6月7日検討会後の公表資料と2017年度末時点の公表資料の印刷業における補償状況の部分である。なお、印刷業以外では業務上認定された事案は現在まで「無い」とされている。

第3回 闘病記フェスティバル 闘病を支える力

期間：2018年10月29日（月）～10月31日（水）10:30～19:30

場所：近鉄百貨店上本町店 10 F 「近鉄文化サロン」

大阪メトロ「谷町9丁目」・近鉄「上本町」駅すぐ

入場無料

● 29日 13:30～14:30

講演会 栗田 英司（中皮腫アスベスト疾患・患者と家族の会）

腹膜中皮腫 余命一年「もはやこれまで」

問い合わせ：株式会社星湖舎内 チーム闘病記 06-6777-3410

膀胱がん多発事業所について 厚労省に申し入れ

発覚から1年以上、業務上疾病の検討はなし!?

9月28日、厚生労働省の安全課および補償課に、MOCA（3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン）による健康障害が多発していると疑われる事業所に対する厚生労働省の取り組み姿勢に関して話し合いを行った。

平成27年12月に明らかになった福井県・三星化学の膀胱がん事案を契機に、オルト-トルイジンという化学物質を取り扱ったことのある事業場に、地方労働局および監督署が調査を行ったところ、オルト-トルイジンを過去に取り扱ったことがある静岡県のイハラケミカル（現クミアイ化学）でも7名の膀胱がんが確認された。しかしこの事業場では、オルト-トルイジンを取り扱ったことがない労働者も同様に膀胱がんに罹患していた。更なる調査を進めた結果、7名中5名がMOCAを取り扱っていたことが明らかになったため、厚生労働省も平成28年9月21日付けで「MOCAによる健康障害の防止対策について」という文書を発した。

MOCA自体は特化則の特定第二類物質かつ特別管理物質として規制が行われてい

る物質であり、国際がん研究機関IARC分類ではグループ1（ヒトに対して発がん性がある）に区分され、日本産業衛生学会においても発がん分類2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）として扱われている。

熊谷信二元産業医科大学教授が、イハラケミカルで働いて膀胱がんを発症した被災者が誰も労災請求を行っていないのではないかという疑問を持ち、調査した結果、厚生労働省の業務上外の検討会も開かれていないことから未請求が明らかになった。このまま放置しておけないと熊谷元教授の呼びかけで全国から有志が集まり、厚生労働省に質問書を送付した。

以下は各質問と、それぞれに対する回答である。

1. イハラケミカル工業株式会社（現クミアイ化学工業株式会社）の静岡工場において、2017年3月までに12人の膀胱がん等の患者（うち1人死亡）が発生している。厚生労働省が12人の発生を把握した後、既に1年以上が経過しているが、



現在までに本件膀胱がんの業務上外に関する検討会が開催されていない。については本件について、被災者から労災請求が行われているかご回答されたい。また、被災者から労災請求が行われない場合の指導についてご回答願いたい。

(回答)

- ・ 労災申請しているか否かについては個人情報なので回答できない
- ・ 会社に対して、本人らに労災申請について説明するように指示した
- ・ 今後、厚労省が本人らに労災申請について説明する方向で検討する
 その中で、労災の治療は健康保険ではなく労災保険で行うべきことも説明する

参加者のひとり、三星化学の膀胱がん被災者である田中康博氏は、自らの体験を伝えた。田中氏によると、労災請求自体に協力してもらえず、むしろ事業主や上司からは妨害されるようなことすらあったという。そのため、地方の事業場で、未だ地域住民として所属事業場とのつながりを残す

住民としては、なかなか労災請求に踏み切れないといった背景事情もあるということをお訴えた。

これらの働きかけもあり、被災者に直接行政からアプローチをかけることも検討されることになった。

2. オルト-トルイジン及びMOCAによる膀胱がんは、現

在、労働基準法施行規則第35条別表第1の2に掲載されていないが、今後同表にこれらの疾病を掲載する予定について回答されたい。

(回答)

- ・ 35条検討会が概ね5年ごとに開かれており、前回はH25年度であり、順当にいけば今年度が開催年度に当たる
- ・ ただし資料収集が遅れており、いつ開催できるかはまだ目途が立っていない
- ・ オルト-トルイジンについては今回の検討会で検討できるが、MOCAは労災認定事例がないので検討対象にならない

労災請求がないので検討対象にもならない、というのが、そのような事情があればなおさら労災請求をするよう行政から積極的に働きかける必要があるのではないだろうか。熊谷元教授は「やっけておかしいと思わないか？」と何度も対応した行政官に問いかけていたくらいである。また、35条検討会の開催時期に来ているにもかかわらず、重要な案件が検討対象外であること

も、今回気がついたことは間違いない。「5年に1度と決まっているわけではない」、「重要事案は必要に応じて検討会を持つ」などと回答を追加したが、検討会を開催する上で委員の選定等に時間を要することは間違いなく、本件に関して時機を逸したことは認めざるをえないだろう。

3. オルト-トルイジン及びMOCAのばく露による膀胱がんが多発しているため、健康管理手帳の対象物質にこれらの物質を追加するべきと考えるが、その予定について回答されたい。

(回答)

- ・対象物質が労働基準法施行規則第35条別表第1の2に掲載後に対象物質としての追加が検討される
- ・大阪市のSANYO-CYP社の労働者については、健康管理手帳の取得条件のある方に情報提供する方向で検討する

4. 上記2物質による膀胱がんの調査の中だけでも、オルト-トルイジンおよびMOCA以外の芳香族アミンへのばく露による発がんによる膀胱がん患者が発生していることが判明している。規制がされていない芳香族アミンの中で発がん性が疑わしいものはかなりあると考えるが、今後の疾病予防対策について回答されたい。

(回答)

- ・毎年、対象物質を決めてリスク評価を行っている

5. 第13次労働災害防止計画において、「職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがない」ことから、「遅発性の健康障害の事案を的確に把握できるようにするため・・・国に報告がなされる仕組みづくり」等を検討する旨記載されているが、具体的な計画について回答されたい。

(回答)

- ・具体案はまだ決まってない

この問いについては行政として新たな施策が出てくることを期待しても時間ばかり要して先に進まないだろうと、参加者から積極的に意見が出た。医療関係者から労働基準監督署などへの通報システム（業務上疾病の疑い）や事業主による作業環境測定結果の報告義務制度を策定すること、又外部機関としては作業環境測定機関から労働基準監督署などへの通報システムを策定するなどの意見が出た。

すべて反映されることはないにしても、職場の安全衛生対策に専門家の意見が活かされれば、化学物質ばく露を原因とした健康被害を防ぐ一助となるだろう。



死ぬまで元気です

Vol.7 右田 孝雄



こんにちは、中皮腫で一昨年7月に主治医から余命2年と宣告されましたが、今年7月に無事余命の2年をクリアし、なおも元気に過ごしております。

今回は6月1日の省庁交渉のことを書く予定でしたが、変更してこの度悪性胸膜中皮腫のセカンドラインの治療薬として認可されたオプジーボについて書かせていただきます。何故今回オプジーボの記事を書くかということ、私自身9月20日からオプジーボ治療を始めたので、それまでに得た情報や注意点をこれからオプジーボを始めようとする患者様やご家族様に知ってもらおうと思ったからです。

さて、オプジーボは悪性胸膜中皮腫のオーファンドラッグ*として指定されたため、厚生労働省に小野薬品工業が昨年12月23日に承認申請したものです。その申請を受けて、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は、日本肺癌学会、日本肺癌患者連絡会との連名で、厚労省に対して今年1月10日に早期承認を要請しました。8か月後の8月21日に無事使用承認され、全国の指定された病院で順次中皮腫患者に投薬されています。その中の一人が私です。

しかし、オプジーボが承認されたからといって患者全員が奏功する薬ではなく、あ

くまで患者からすると治療の選択肢が増えたということです。ただ、抗がん剤も効かず打つ手がなくなった患者にとっては薬にも縋る思いでオプジーボの承認を待っていたのです。

オプジーボは免疫チェックポイント阻害薬といって、従来の抗がん剤とは全く別の薬で、その副作用も全く違って一歩間違えれば命に係わりかねないので十分な注意が必要です。例えば、間質性肺炎や甲状腺機能の低下、1型糖尿病、肝機能障害、大腸炎や腎機能・副腎機能の低下など様々ですが、全て稀にあるとされています。また治療後すぐに症状が出ることもあれば、何回か投薬を続けてなることもあるので、常に体調管理をして症状が出たらすぐに病院に連絡して処置する必要があります。

また、インヒュージョン・リアクションという投与後24時間以内に起こる急性輸液反応（アナフィラキシーショックのようなもの）にも注意が必要です。もしこれから、オプジーボの治療を考えている方は十分に主治医の説明を聴く必要があります。ただ、今回はデメリットばかりを強調して書きましたが、奏功すれば従来の抗がん剤以上の効果が期待できるかもしれません。

伸るか反るかは患者自身がしっかり見極めて決めて欲しいです。

*オーファンドラッグ（Orphan Drug）：希少疾病用医薬品。対象患者数が5万人未満、医療上特にその必要性が高いなどの条件で厚生労働大臣が指定する。

建設アスベスト訴訟、京都・大阪 大阪高裁で続けて勝訴

アスベスト被害を受けた建設労働者が国と建材メーカーに損害賠償を求めた裁判。

京都地裁と大阪地裁を経て控訴されていた二つの高裁判決が、8月31日、9月20日相次いで出された。



左から共同代表・西岡浅夫さん、同・群家滝雄さん（当センター会員）、村松昭夫弁護士

大きな争点である「国の責任」「建材メーカーの責任」「労働者性のないとされる一人親方に対する責任」のいずれも認める判決となった。

最高裁に舞台は移る。原告団、弁護団、支援団体は早期勝利を目指して奮闘している。

アスベスト被害をめぐる制度、政策の今後を左右する重要な闘いであり当センターとしてもさらに協力をしていきたい。

以下、9月20日判決後に出された原告団・弁護団の声明を紹介する。

声 明

2018年9月20日

関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団
関西建設アスベスト訴訟統一本部

1. 大阪高等裁判所第3民事部(江口とし子裁判長, 大藪和男裁判官, 影浦直人裁判官)は, 本日, 関西建設アスベスト大阪一陣訴訟(原告数33名, 被害者19名)において, 国及び建材メーカーの責任を認め, 国に対して総額約2億1800万円, 建材メーカー8社に対して総額1億2100万円, 総額約3億3900万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

建設アスベスト訴訟は, 建築現場において石綿建材から出る石綿粉じんにかく露し, 石綿肺, 肺がん, 中皮腫などの重篤な疾患に罹患した建築作業従事者とその遺族が, 国と建材メーカーに賠償を求めている裁判である。これまでに全国で, 7つの地裁判決及び3つの高裁判決が出されており, 本判決は4つ目の高裁判決である。

2. 本判決は、国の責任について、泉南アスベスト訴訟最高裁判決において示された、労働者の生命や健康を保護するための労働関係法令に基づく国の規制権限は適時適切に行使されなくてはならないとの法理に則り、原審・大阪地裁判決に引き続いて、1975（昭和50）年10月1日から2006（平成18）年8月31日まで、防じんマスクの着用や警告表示（掲示）の義務付けの責任を認めた。

さらに、本判決は、1991（平成3）年末時点において、白石綿も含む全ての石綿建材の製造使用を禁止することが遅れた国の責任を高裁で初めて認めた。製造使用禁止はあらゆるアスベスト被害防止の根本的対策であり、その点の国の責任が断罪されたことは極めて重要である。しかも原判決よりも違法時期を遡らせたものであり、高く評価できる。

また、本判決は、東京高裁第10民事部判決、大阪高裁第4民事部判決に引き続き、いわゆる「一人親方」について国の責任を認めた。「一人親方」が、労働者と同様に建築現場で働き、アスベスト被害を受けた実態を直視して、国賠法上の保護範囲に含まれるとして国の賠償責任を認めたものであり、一人親方救済への道筋を確かなものとした点で、大きな意義を有する。

本判決により、建設アスベスト被害について国が裁判で断罪されるのはついに10連続となり、国責任に関する司法判断はもはや不動のものとなった。

3. 本判決は、被害者12名の石綿関連疾患発症に関し、内装材、外装材、保温材等を製造販売し、主要な原因をもたらした企業であるA & AM、神島化学工業、積水化学工業、大建工業、ニチアス、日東紡績、ノザワ、エムエムケイの共同不法行為責任（民法719条1項後段を類推適用）を肯定し、建材メーカーらの責任を認めた。

シェアと確率論を使って被害者ごとに主要原因企業を特定した原告らの主張を正面から受け止めたものであり、アスベストの危険性を認識しながら、警告表示義務を怠って石綿建材を製造・販売した加害企業らの責任を認めたものとして、高く評価できる。

なお、本判決では責任が認められた建材メーカーは8社であるが、アスベストの危険性を認識しながら利益追求を優先し、警告表示義務を怠って石綿建材の製造・販売を継続した違法は全ての建材メーカーに共通しており、その責任を免れることはできない。

4. 本判決は、石綿含有建材の普及は国の住宅政策に起因する面があること、製造等の禁止に係る規制権限不行使があることを理由として、建設アスベスト訴訟においては、初めて国の責任割合を2分の1とし、また企業の寄与割合もこれまでよりも高く認めた。これは、国と建材メーカーの責任を厳しく断罪するとともに、被害救

済を一層大きく前進させるものである。

5. 本訴訟では提訴から7年余りを経過し、被害者19名のうち、すでに13名が亡くなっている。原告らの「命あるうちに救済を」の願いは切実である。被告らは、本訴訟における和解勧告を拒んだが、本年8月31日の大阪高裁第4民事部判決や本判決からすれば、もはや建設アスベスト訴訟の趨勢は決した。建設アスベスト訴訟の解決をこれ以上引き延ばすことは許されず、今こそ解決を決断しなければならない。国と建材メーカーらは、全ての建設アスベスト被害者の救済のために、「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設に直ちに着手すべきである。

私達は、アスベスト被害の救済と根絶のため、全国の被害者、支援者、および市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。

以上。

参加
無料

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

平成30年11月30日(金) 14:00-16:30
コングレコンベンションセンタールーム 1.2.3

講演： **公共、民間、あらゆる職場から
過労死をなくすために ～取材の現場から～**

東海林 智 氏 (毎日新聞 新潟支局長)

体験談： **放送局記者労死遺族からの訴え**

佐渡恵美子氏 (東京過労死を考える家族の会) ほか



主催：厚生労働省

後援：大阪府

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

申し込み： <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

韓国からの ニュース

■産業安全保健法改正の10月施行を前に地方自治体は対策に苦心

感情労働者の人権と健康権の保護のために、事業主の予防措置を義務化する内容を含む産業安全保健法改正の10月施行を前に、ソウル市、光州市、全州市、安山市が感情労働者保護対策を準備している。

安山市非正規職労働者支援センターは「安山市の感情労働の実態と改善方案研究の最終報告書」を公開した。感情労働従事者は8万1000人で、労働者の21.8%を占めている。チェ・ヨンジュ全北大教授(経営学)は「感情労働従事者は毎年増加し」、「深層面接で明らかになった労働者の心理的健康状態は、非常に深刻なレベル」、「感情労働従事者の労働人権保護の政策的な施行が必要だ」と意見を述べた。安山市長は「最終報告書の実態と対策を参考に、感情労働者の権利保護総合計画とガイドラインを作る」と話した。

全州市は全州市庁と住民センター、施設管理公団など、公共部門の感情労働従事者1300人を対象に実施した実態調査結果を発表した。10人中9人が、業務中に悪口と暴言、人格無視を経験していた。回答者の51.3%は、これらを理由に「職場を替わる意志がある」と答えた。全州市は委託研究の結果を基に、感情労働者保護ガイドラインを作る計画だ。

光州市は、△顧客の無理な要求や不適切な言葉を使用された時に、業務を中断できる業務中断権、△悪性(剛性)な嘆願に対応した場合、30分以上の感情鎮静・回復のための

休息権、△感情労働による問題を解決できる治癒プログラム、を内容とするガイドラインを作って、公共部門から施行に入った。年末までに光州市が出資した機関と委託機関にまで拡大する。

最も積極的な地方自治体はソウル市だ。ソウル市は5月に地方自治体で最初に感情労働従事者保護ガイドラインを発表した。業務中に暴言・暴行・セクハラ・業務妨害といった違法行為が発生すれば、4段階に分けて積極的な保護措置を稼動する。7月には、ソウル労働権益センター感情労働保護チームを拡大・改編し、「ソウル市感情労働センター」として独立させ、感情労働者のための相談と治癒プログラムを運営する。市民団体と医療機関、企業と「感情労働ガバナンス」も構築する。2018年9月3日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■職場内いじめ禁止法案が雇用労働小委を通過

職場内でのいじめを禁止する勤労基準法改正案が、国会・環境労働委員会雇用労働小委員会を通過した。

環境労働委雇用労働小委が11日に処理した法案の中で、最も注目されるのは、職場内いじめ関連の勤基法改正案だ。職場内いじめの定義規定を新設し、暴言や暴行、精神的虐待までが職場内いじめに分類されて、禁止される。職場内いじめの被害者や申告者に、解雇などの不利益を与える行為も禁止され、これに違反すれば刑事処罰される。使用者は就業規則に職場内いじめの予防に関する内容を反映しなければならない。

雇用労働小委では、職場内いじめや感情労働による精神的ストレスのために発生した疾病を、業務上災害の認定基準に含ませる内容の産業災害補償保険法改正案も処理された。

産業安全保健法上の政府の責務事項には、職場内いじめ予防のための措置基準作りと指導・支援が追加された。2018年9月12日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■フッ化水素漏出の時に、サムソンの全事業場を点検していたら…

サムソン電子で繰り返される化学物質漏出事故の再発を防ぐために、韓国労働安全保健研究所と半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)など20余団体が、「サムソン半導体二酸化炭素漏出労働者死亡事故対策委員会」を結成した。

対策委は結成記者会見で、「2013年のサムソン電子華城工場でのフッ化水素漏出事故と、2014年のサムソン・ヨントン事業場の二酸化炭素漏出事故に続いて、また化学物質漏出事故が発生した」とし、「サムソンの安全管理が深刻なレベルであるということが確認された以上、徹底した調査と厳重な処罰が必要だ」と主張した。

今月4日、サムソン電子器興事業場の6-3ライン地下1階に保存されていた、消防用二酸化炭素ガスと連結された配管が破裂する事故で、3人の死傷者が発生した。対策委は労働部に、2013年のフッ化水素漏出事故の後に行った特別勤労監督で摘発された法違反事項と、安全保健診断で指摘された是正措置が、正しく履行・点検されたのかの確認を要求した。

対策委は労働部に、△安全管理点検内容の公開、△サムソン電子の管理・監督の強化、△特別勤労監督・総合安全診断の実施を要求した。

京畿道にはキチンとした民官合同調査を申し入れた。京畿道は7日に民官合同調査団を構成した。しかし調査団を構成する過程で、

以前からサムソンの化学物質の管理と予防・対応体系に問題を提起してきた市民・社会団体には、問い合わせさえしなかったことが分かった。

対策委の関係者は「民官合同調査団の人的構成を拡大して、専門的で多様な分野を検証できるように、調査団を補強しなければならない」と話した。2018年9月13日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■人権委「CTを活用してじん肺症の判断をせよ」

国家人権委員会が雇用労働部に、じん肺症を病む労働者の健康権を保障するために、制度改善をするように勧告した。2015年基準でじん肺労働者は1万3584人だ。炭鉱労働者の他に、石綿を使う建設業・非金属鉱業・製造業の従事者にも症状が現れる。

人権委は「じん肺病型の判定の正確度と信頼性を高めるために、判定時にコンピュータ断層撮影(CT)フィルムも利用できるように、関連規定を改正するように」と勧告した。1~4型に区分したじん肺病型と心臓と肺機能のレベルで障害等級を決める。

国内では、国際労働機構(ILO)が作成したじん肺放射線映像国際分類法によって、胸部レントゲン写真(CXR)に現れた陰影を判読する方式で、じん肺病型を決めている。人権委はじん肺病型1型とじん肺疑症を明確に区分しにくく、初期じん肺症状に対する正確な診断に限界があると判断した。

人権委は「外国の研究結果では、CXRで正常またはじん肺疑症の判定を受けた人の内、26.7~62.5%が、CTを使った再判定でじん肺症が確認された」と説明した。人権委は「じん肺労働者の肺炎予防のために、肺炎・インフルエンザの予防接種の支援事業を

拡大するように」として、「肺炎を療養給付の対象に含ませたり、合併症などの予防管理制度による診療方法と、期間に関する制限を緩和するように」勧告した。2018年9月13日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■人権委「労働部は生殖毒性物質から労働者・子供を守れ」

2009～2010年の間に、済州医療院で、妊娠した看護師15人の内、5人が流産、4人が先天性心臓疾患児を出産するということが起こった。これらの看護師は共通して、生殖毒性物質が含まれる薬品を粉砕する仕事をしていた。ソウル大病院と産業安全保健研究院の二度にわたる疫学調査の結果、看護師の流産と先天性障害児の出産は、業務と関連があることが明らかになった。国家人権委員会が「生殖健康有害因子から労働者と子供の健康を保護するために、産業安全保健法と産業災害補償保険法・勤労基準法を改正するように」雇用労働部長官に勧告した。

生殖健康有害因子には、生殖毒性がある化学物質はもちろん、夜間勤務や立ち仕事をする環境も含まれる。労働部は44種類の生殖毒性有害物質を指定して管理している。しかし労働者には「生殖毒性」という単語さえ馴染みが薄い。2016年に人権委が実態調査した結果を見ると、生殖毒性という言葉を知ることがあると答えた労働者は2割に過ぎなかった。生殖健康問題を女性だけの問題と考えたり、業務によって難妊・不妊・流産・死産・先天性障害児の出産が起きるといった認識も低かった。

人権委は産業安全保健法を改正して、作業場内の有害化学物質に対する労働者の知る権利を保障し、勤労基準法を改正して、妊婦にさせられない業務の幅を広げるように勧告し

た。また、毒性物質関連の業務による先天性障害児の出産などを業務上災害と認定するように、産業災害保険法を改正するように、とも注文した。2018年9月14日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■裁判所、通信業者の修理技士に業務上災害を認定

裁判所が2013年に仕事で脳出血で亡くなったSKブロードバンドの協力業者インターネット・IPTV修理技士に、産業災害を承認した。勤労福祉公団が控訴せず、判決は確定した。争点は雇用労働部が定めた過労死基準に該当するかどうかだった。労働部は「脳心血管疾患認定基準」で、発病前12週間の業務時間が、1週平均60時間を超える場合に、慢性過労と認定している。

公団はSKブロードバンドの専用アプリケーションに接続した記録を基準として、Lさんの死亡前12週間の1週平均勤務時間を51時間23分と算定した。しかし裁判所は「Lさんの事務室への出入記録を基準として算定し、勤務時間を死亡前12週間を、1週平均60時間34分と見るのが合理的」とし、業務と関連があると判断した。2018年9月19日 毎日労働ニュース チェ・ナヨン記者

■港湾労働者の災害率は全産業平均の2倍

港湾労働者の災害率が全産業の平均より2倍高いことが分かった。韓国海洋水産開発院が発刊した「動向分析」98号によれば、昨年の港湾労働者の災害率は9.46で、全産業平均の4.82の二倍だった。類似の業種と比較しても、鉄道運送業の4.9倍、航空運輸業の5.6倍であった。労働者1万人当たりの災害死亡者も、港湾荷役業は1.49人で、全

(18ページ下へつづく)

前線から

腰痛対策から学習会開催 港合同昌一金属支部

大阪

7月13日定時後、組合事務所に安全センターの田島さんと酒井さんにお越しいただいて、労働安全衛生の学習会を行いました。

この企画は、職場で腰痛もちが増え、何かしらの対策があることが話題となり、安全センターにぜひ意見を聞こうということで、5月に職場訪問していただき、現場も見て歩いてもら

い、意見交換する中で、支部での学習会を提案して頂いたことで、今回の企画となりました。

学習会では、支部の執行部と各職場委員で10名ほどが参加し、「人間工学チェックポイント」という分厚い本から必要な箇所を抜粋したものを教材として、講師の田島さんから提起してもらいました。

まあ初めての企画で1時間

半ほどの学習会なので、提起を受けて活発な議論とまではなりませんが、参加者が、日ごろの職場を振り返って、作業姿勢や作業状況を考える良い機会になったと思います。

また、様々な職場で起きている安全衛生のテーマを見つけて、継続した学習会など企画していければ、支部の活動の幅も広がるし、安全センターとの距離も近づくように思いました。(港合同昌一金属支部/委員長 木下浩平)



(17ページのつづき)

産業平均(1.05人)を上回った。

海洋水産開発院は、港湾産業の特殊な作業環境を考慮していない安全管理体系を、災害発生の原因だと指摘した。港湾公社・雇用労働部・埠頭運営会社・港湾運送労組・物流協会などが、港湾労働者を対象にした安全教育をするが、港湾の特性と物流プロセスを反映した教育内容や管理体系が不十分だという指摘だ。

海洋水産開発院の研究委員は「産業全体の安全管理と監督を労働部が専門に担当するが、港湾という特殊性を考慮すれば、海洋水産部に関連部署を新設する方法が急がれる」と主張した。「航空や鉄道分野は、国土交通部に担当課を設置して労働者の安全業務を管理しているのに、海水部は港湾施設管理のレベルに止まっている」と批判した。2018年9月27日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者 (翻訳:中村 猛)

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費(年間購読料):10,000円 ●一部:800円

●お申し込み:全国労働安全衛生センター連絡会議

Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全
センター
情報

9月の新聞記事から

9/1 建設作業でアスベストを吸い込み健康被害を受けたとして、京都府内の元建設作業員や遺族ら計27人が、国と建材メーカーに約9億6000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が8/31、大阪高裁であった。1審・京都地裁判決に続いて国とメーカーの責任を認め、計約3億円の支払いを命じた。個人事業主への国の責任も認め、原告全員を救済。一人親方に対する責任も全て認められたのは初めて。判決は国が27人に計約1億8800万円、メーカー10社が24人に計約1億1300万円を支払うよう命令。

9/4 福島第一原発事故の作業で被曝した後に肺がんで死亡した50代の男性について、厚生労働省は労災を認定したと発表。事故対応した作業員のがんによる労災認定は5人目。肺がんで初めて。男性は電力会社の協力企業の社員で、1980年から2015年9月まで、複数の原発で放射線管理の業務を行い、原発事故後は、除染作業現場の放射線量を事前に測る作業などに従事。16年2月に肺がんになり、その後死亡。水戸労働基準監督署が8月31日に労災認定。

9/7 和歌山市湊の花王和歌山工場で作業員の体に硫酸がかかる事故があった。60代の男性作業員2人が全身に硫酸を浴び重傷、別の60代の男性作業員は足に浴び、比較的軽傷。3人とも意識はあった。配管の修理中に管内に残っていた硫酸を浴びたという。

9/10 長時間労働でトラック運転手武田正臣さん(52)が過労死したとして妻が、川口労働基準監督署(埼玉県)に労災申請した。9月6日付。武田さんは今年4月28日、致死性不整脈で死亡した。運送業者「ライフサポート・エガワ」(東京都)戸田センターで2014年9月ごろから大型トラックの運転手。勤怠記録や妻に送ったLINEメッセージの送信時刻などから計算した、亡くなる1カ月前の時間外労働時間は158時間35分、2カ月前が139時間53分、3カ月前が148時間50分にのぼっていた。

9/11 産業別労組「U Aゼンセン」が公表した調査結果で、サービス業で働く人の約7割が、客から暴言などの迷惑行為を受けたという。サービス業の労働者を初めて調査した。組合員に3万396人が回答。73.8%の2万2440人が迷惑行為を受けたことがあると答えた。内訳は「暴言」が24.8%で最も多かった。

語学学校の講師として勤務していた30代の女性が、育児休業から復帰して1年後に契約社員を雇い止めされたとして、勤務先の就職支援会社「ジャパンビジネスラボ」(東京)に地位確認などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は雇い止めを無効とし、未払い給与や慰謝料の支払いを命じた。判決では、同社の契約社員制度が「育休から復帰する際の選択肢として創設され、いずれ正社員になることを想定したもの」と認定。更新される合理的期待があったとした。また「原告の受けた不利益の程度は著しい」と110万円の慰謝料も認定した。

9/14 京都の大工や塗装工だった人などが建設現場でアスベストを吸い込み、健康被害を受けたと訴えた裁判で、国は賠償を命じられた8/31の判決を不服として最高裁判所に上告した。

福岡県宗像市の運送会社の元社員の男性(40)

が、運送先から戻る途中温泉に入ったことを理由に、頭を丸刈りにされ、その様子をブログで公開されパワハラを受けたとして、慰謝料や未払いの賃金などを求めている裁判で、裁判所は会社側のパワハラなどを認定し、2100万円あまりの支払いを命じた。

台湾の外交部は、大阪の日本との窓口機関のトップ蘇啓誠処長が自殺したと発表した。台風21号の影響で関西空港に取り残された台湾からの旅行者への対応が、中国総領事館に比べて不十分だと批判されていた。14日朝、蘇処長が出勤してこなかったため秘書の様子を見に行つたところ、官舎で首をつつていけるのを見つけたという。

9/19 午前4時ごろ、仙台市宮城野区の宮城県警仙台東署の東仙台交番で、巡査長(33)が交番を訪れた若い男に刺され、約1時間後に死亡した。別の男性巡査部長が男に3発発砲し、男も死亡した。

9/20 建設現場でアスベストを吸い込み中皮腫などを発症したとして、大阪府や兵庫県などの元労働者や遺族ら33人が、国と建材メーカー22社に計約7億1000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が、大阪高裁であった。裁判長は、国のみに責任を認めた平成28年の1審大阪地裁判決を変更、国とメーカー8社の責任を認め、計約3億3900万円の支払いを命じた。1審で認められなかった個人事業主に対する国の責任も認めた。

9/27 建設現場でアスベストを吸い込んで健康被害を受けたとして、元建設労働者と遺族計89人が国と建材メーカー43社に約28億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は国とメーカー4社に総額約3億7000万円の賠償を命じた。判決理由で、1980年前後には医学的知見が集積し、国が健康被害のリスクを把握できたことと指摘。「遅くとも81年までに防じんマスクの着用を義務付けなかったことは違法」と判断。メーカーも「マスクの使用を警告する義務があった」とし、原告の職種や現場で使われた建材のシェアを踏まえて4社の責任を認めた。

三菱電機の男性社員5人が長時間労働が原因で精神障害や脳疾患を発症して2014-17年に相次いで労災認定され、うち2人が過労自殺していた。5人はシステム開発の技術者が研究職だった。3人に裁量労働制が適用されており、過労自殺した社員も含まれていた。同社は今年3月、全社員の3分の1にあたる約1万人の社員に適用していた裁量労働制を廃止した。コミュニケーション・ネットワーク製作所(尼崎市)に勤務し、2016年2月に過労自殺した男性社員は亡くなる4カ月ほど前から月80時間前後の残業が続き、精神障害を発症したとして、17年6月に労災認定された。三田製作所(三田市)で13年6月、本社(東京)でも16年4月に男性社員が脳疾患を発症し労災と認められた。3人はいずれも40代のシステム開発の技術者で、「専門業務型」の裁量労働制を適用されていた。12年8月にも名古屋製作所(名古屋市)の技術者の男性社員(当時28)が自殺した。入社4年目だった。月100時間を超す残業が数カ月続いて、精神障害を発症。14年12月に労災認定された。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259